

成人用肺炎球菌ワクチンの 接種費用を一部助成します

天塩町では成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者に対し、『定期接種』と『任意接種』を実施します。接種を希望する方は天塩町立国民健康保険病院に直接申込むか、定期受診の際、担当医師に相談の上、接種を受けて下さい。

	定期接種（法律に基づいて行う接種）	任意接種（個人の判断で行う接種）
対 象 者	天塩町に住民票がある方で、 ① <u>接種日現在で65歳の方</u> （66歳の誕生日前日まで） ② 接種日現在で60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に1級相応の障害のある方 ※定期接種対象者には個別案内します	天塩町に住民票がある方で、 ① 66歳以上の定期接種対象者以外の方で、基礎疾患（がんや心臓・腎臓・呼吸器等の疾患）があり、肺炎の発病・重症化の危険が高い方 （※かかりつけ医より、接種を強く勧められる方が対象となります） ② 60歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級相応の障害のある方 （※かかりつけ医より、接種を強く勧められる方が対象となります）
接種場所	天塩町立国民健康保険病院 ※町外の医療機関で接種する場合は、全額自己負担となります。	
接種費用	2,000円 ※1回のみ助成となります。 ※生活保護世帯：無料（予約時に申し出てください）	
申 込 先	天塩町立国民健康保険病院 TEL 2-1058 ※事前に町立病院に申込みが必要になります。 ※町立病院にかかりつけの方は、診察の際に担当医師にご相談ください。	

【注意事項】

- ① 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種は5年に1回です。
過去に町の助成で接種した方については、2回目以降は全額自己負担で接種することができます。
- ② この予防接種を受け健康被害があった場合の救済制度が、定期接種と任意接種では異なりますのでご了承ください。
●定期接種の場合 ⇒ 予防接種健康被害救済制度に基づく救済
●任意接種の場合 ⇒ 医薬品副作用被害救済制度に基づく救済



ご不明な点は、福祉課ふれあい係までご連絡ください。（電話 2-1728）